

令和3年 第2回総務経済常任委員会会議録

令和3年2月10日 議員控室

○事 件

町長報告事項

- (1) 熊石総合支所暖房設備等改修事業について（地域振興課）
- (2) 漁業協同組合経営安定対策補助金について（産業課・水産課）
- (3) サーモン養殖試験事業について（産業課・水産課）
- (4) 空家解体推進事業補助金について（建設課）

○出席委員（5名）

委員長	三 澤 公 雄 君	副委員長	牧 野 仁 君
	横 田 喜世志 君		大久保 建 一 君
	宮 本 雅 晴 君		

○欠席委員（1名）

田 中 裕 君

○出席委員外議員（5名）

議長	能登谷 正 人 君	副議長	黒 島 竹 満 君
	佐 藤 智 子 君		赤 井 睦 美 君
	千 葉 隆 君		

○出席説明員（9名）

地域振興課長	野 口 義 人 君	地域振興課長補佐	田 中 智 貴 君
まちづくり推進係長	佐々木 直 樹 君	産業課長	吉 田 一 久 君
水産技術主幹	田 畑 司 男 君	海洋深層水推進係長	黒 丸 勤 君
水産課長	伊 藤 修 君	建設課長	鈴 木 敏 秋 君
管理係長	作 田 知 宣 君		

○出席事務局職員

事務局長	井 口 貴 光 君	事務局次長	成 田 真 介 君
------	-----------	-------	-----------

〔 開会 午前9時52分 〕

◎ 開会・委員長挨拶

○委員長（三澤公雄君） それでは少し早いんですけども、みんな揃いましたのではじめたいと思います。令和3年第2回総務経済常任委員会をはじめます。委員長挨拶は割愛させていただきます。

【地域振興課職員入室】

◎ 所管課報告事項

○委員長（三澤公雄君） まずは事件、最初に熊石総合支所暖房設備等改修事業について地域振興課から報告をお願いします。

○地域振興課長（野口義人君） 委員長。地域振興課長。

○委員長（三澤公雄君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野口義人君） それではこのあと熊石総合支所の、暖房機の改修事業について、詳細を係長のほうから説明させますので、よろしくお願いいたします。なおですね、本件につきましては、今まで総合計画等々に掲載はしていなかったんですけども、状态的にもう改修しなければ、ままならない状況になったということで、よろしくお願ひしたいと思っています。

○まちづくり推進係長（佐々木直樹君） 委員長。まちづくり推進係長。

○委員長（三澤公雄君） 係長。

○まちづくり推進係長（佐々木直樹君） それでは、私のほうから熊石総合支所の暖房設備等の改修事業について説明させていただきます。

熊石総合支所の暖房設備は昭和53年の庁舎の改築時に、現在の重油ボイラー設備が設置され、現在まで42年が経過しております。その間、必要な整備を行いまして、耐用年数の15年を大幅に上回る長期間使用を続けておりますが、設置当初から修繕などを依頼している業者からは、いつ使用できなくなるか分からないと言われるほど全体的に老朽化が進んでおります。また、地下貯蔵タンク、重油のタンクなんですけども、設置からこちらも40年以上経過していることからですね、危険物等の省令によりまして、平成30年の11月末をもって、腐食の恐れが高いものということで区分されまして、継続的に使用するにはですね、内面のライニング処理などを行うように指摘されております。以上のことからですね、熊石総合支所の暖房設備などについて検討を行いまして、改修する方向で進めているものでございます。

改修内容につきましては、順に説明させていただきます。はじめに庁舎の暖房設備等の改修について、既存の重油ボイラー設備の更新とFF式の暖房設備への切替えについて、工事費や維持管理などを比較しまして、FF式の暖房設備に切替えする方向としております。

資料1枚目に1階、そして二枚目に2階の平面図を添付しております。ピンク色が暖房機の設置予定箇所、1階には町民ギャラリーを含む事務室に8箇所、そして会議室、休憩室

などで4箇所、計12箇所。そして2階は産業課に3箇所と、会議室等で12箇所、計15箇所設置の予定でございます。3階には設置なしということで図面を載せておりませんが、これから設計に向けて2階の製図室、産業課の右側なんですけども、製図室ですとか、あとは普段使っていないような会議室をですね、設計に向けて不用箇所を整理しまして設置台数を減らしたいということで考えております。

通常する暖房機としましては、1階の事務室と、2階の産業課の2箇所ですので、11台の予定となっております。基本的にはFF式ストーブをメインに設置しまして、吸排気筒などの配管が難しい箇所やトイレなどは現在と同様に電気暖房を設置する予定で考えております。FFストーブは集中自動制御システムでの管理を考えております。

また、重油ボイラーからの切替えに伴いまして既存の地下重油タンクを廃止するとともに、ボイラー室内のボイラー本体を含む関係機器を撤去しまして、物置として活用する方法で考えております。

また、1階の暖房効率を上げるために、1階の産業課側階段の手前にですね、仕切りのドアを設置したいと考えております。暖房設備の改修に伴いまして更新時期に達しております、熊石総合支所の高圧受電設備、こちらがボイラーからFF式ストーブに切替えることで、現在高圧なんですけども、低圧への変更も可能かということも考えられますので、この辺のメリット、デメリット、切替えに係る経費なども含めまして、実施設計業務の中で精査しながら受電設備の更新も進めて行きたいと考えております。

次に庁舎内の電気設備、照明のLED化の改修について説明いたします。通常使用する箇所の照明器具をですね、LED化と考えております。1階フロアは全室、2階フロアは産業課、事務室および廊下、トイレのみ、そのほか正面玄関、裏玄関、階段照明の1階2階の両側をLED化することとして検討しております。

続きまして、庁舎1階事務フロア書庫に雨漏りが発生していることからですね、防水改修を計画しております。面積は54㎡です。現状のアスファルト防水から今後の維持管理等も考慮しまして、金属屋根、板金に変更する方向で考えております。

最後に庁舎3階、旧議場のトイレ改修工事について説明いたします。水回りのトラップが乾燥しまして、悪臭が上がってくることから、給水、排水すべて埋め込み便器等の撤去を考えております。床面積は14.72㎡です。ただいま説明いたしました4件の改修事業につきましては、実施設計業務委託料を計上し、精査しながら進めて行きたいと考えております。なお事業年度の貼り付けは、令和3年度に設計、4年度に工事の予定です。また財源としましては、令和4年度の工事につきましては、合併特例債が充当できるよう追求することにより進めるところでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（三澤公雄君） 説明が終わりました。委員の皆様から何かご発言ありませんか。

○委員（牧野 仁君） はい。

○委員長（三澤公雄君） 牧野委員。

○委員（牧野 仁君） 二点ほど聞きたいんですけども、大規模改修工事で、全体でこれ1階2階で床面積がどの程度あるのかちょっと聞きたいのと、あと総合支所ですから職員の数どの程度か、おおよそいいんですけども教えていただければ。あと会議室も2階ありますけども、こういった用途があるのかちょっともう少し詳しく説明してください。

○地域振興課長（野口義人君） 委員長。地域振興課長。

○委員長（三澤公雄君） 課長。

○地域振興課長（野口義人君） 私のほうから職員数の現状を説明したいと思います。現状、今、熊石総合支所の中に職員として、副町長含めての人数は現状で 27 名でございます。これはあくまでも正職員の人数です。そのほかに会計年度任用職員、あとパート職員も含めて 11 名、現状庁舎内にいる職員としましては 38 名という計算になります。

あと総合支所の床面積の合計でございます、公共施設のほうの冊子のほうにも書かれていますけども 1,901 m²です。1 階 2 階合わせまして、1,901 m²の大きさでございます。

会議室の用途とかの中身でございますが、総合支所関連の例えば地域審議会の会合であるとか、あと住民サービス課の会合等の集まり、あと町連協等の役員会等を含めてですね、そちらの会場を使った会議を行っております。ただ、コロナ禍になってですね、極端に会議数が少なくなっているのは現状でございますが、将来的にも会議以外でも今現在たとえば避難所にはなっていないここは施設なんですけども、改めて今コロナ禍で避難人数が制限かかっておりますので、できれば 2 階の会議室等々についても改めて避難所の位置付けを進めたいなと思ってございます。

○委員長（三澤公雄君） ほかに。

○委員（横田喜世志君） はい。

○委員長（三澤公雄君） 横田委員。

○委員（横田喜世志君） 地上タンク 3 台設置の件で、これ 1000 型 2 台と 490 型 1 台ということになってはいますけども、1000 型となると消防法上、いろいろ設置に関しての経費がかかるとするんですね。これを例えば 490 型にすることによってその経費がかからないようにできるとかということもあると思うんですけども、それが 1 点目と、それから集中自動制御システムが必要なのかというのがあるんですけども、今ストーブって温度自動で制御できるんだから、なぜ集中制御が必要なのかというのが分からないんですね。

それと、地下タンクはこれ地図上書いてないんですけども、どこに入ってるの。とりあえずそんなところですよ。

○まちづくり推進係長（佐々木直樹君） 委員長。まちづくり推進係長。

○委員長（三澤公雄君） 係長。

○まちづくり推進係長（佐々木直樹君） まず 1000 型と 490 型の灯油のタンクの件なんですけども、少量危険物ですか、灯油で 1,000 リットル以上から危険物で、1,000 リットル未満が少量危険物かというふうに、ちょっと消防とも相談していたんですけども、1,000 リットル型のタンクで内容量は 900 くらいの 1,000 リットル未満ということで考えておりました。維持管理経費についてもですね、消防に届出を出す以外は消火器の設置ですとか掲示ということのもあるとお話を聞いておりますが、その辺も今横田委員からいただいた意見を参考にしながらですね、今後消防とも詰めて、できるだけ経費がかからないようにしていきたいというふうに考えております。

あと地上タンクのほうよろしいでしょうか。ごめんなさい。地下タンクの位置なんですけれども、資料 1 枚目のボイラー室という 1 階の真ん中の上のほうに、支所の裏のほうにボイラー室というのがございまして、その左側のすぐ横に地下タンク、図面にはないんですけど

も、図面で見ると横型の小さい三角と、丸いポツがあると思うんですけども、その辺に地下タンクがございます。

○地域振興課長（野口義人君） あとすみません。自動制御システムですね、それで学校関係の今FF化の改修の中では、学校の場合は子どもたちが生活している場所ということで、職員室で自動的にコントロールできる制御システムが存在するんですよ。ちょっと私もそれをイメージして、今現在では集中管理できるようなシステムを付けようかなと思ってますけども、ただ1階2階の面積限られていますし、職員が使うことだけしか、すぐに操作できるので、実施設計の中ではそれも見直しをしながら必要なければ制御システムなしの中で改修を行っていきたいと思っています。今現在はマックスで一応こういう整備もあつたらなということでですね、集中管理の部分もちょっと謳わせてもらっているという状況でございます。

○委員（横田喜世志君） はい。

○委員長（三澤公雄君） 横田委員。

○委員（横田喜世志君） 地下タンクなんですけど、これ何リッターって言いましたっけ。

○地域振興課長（野口義人君） 地下タンクは3,000リッターですね。今現状で。

○委員（横田喜世志君） はい。

○委員長（三澤公雄君） 横田委員。

○委員（横田喜世志君） 2階への灯油の供給というのは、要はサーバーを考えているのでいいんだろうか。でも台数的に今設置台数から考えると、サーバーの個数がかなりいるような恰好dに見えるんだけど、そういう部分はなんか手立てとか考えてるの。例えば2階の分の灯油供給に関して、タンクを高い位置にするとか。

○まちづくり推進係長（佐々木直樹君） 委員長。まちづくり推進係長。

○委員長（三澤公雄君） 係長。

○まちづくり推進係長（佐々木直樹君） 詳細ですね、今の地下タンクのときの図面の1ページ目の図面でいいますと、緑色が地上タンクの設置位置と考えているんですけども、ここから上げるということは考えているんですけども、詳細どういうかたちで上げるとか、その辺は実施設計の中で詰めていくようなイメージでいまして、今現在詳細に何でどういうふうに上げるというのは今の計画の中では検討しておりません。

○委員長（三澤公雄君） ほかに。

○委員（牧野 仁君） はい。

○委員長（三澤公雄君） 牧野委員。

○委員（牧野 仁君） 先ほど床面積、1900 ということで、ざっくり坪計算すると330坪なんですけども、私今日ちょっと暖房器具の関係のカタログを持ってきたんです。だいたいコンクリート造りでだいたい20坪くらいの暖房が主流なんですけども、ざっくりいうと15台から20台くらいで済むのかなと見てるんですけども、例えば2階なんかは2台ずつ設置されているものが多い感じもするし、その辺のことをちょっと考慮してもうちょっと研究してみたらどうでしょう。

○地域振興課長（野口義人君） 委員長。地域振興課長。

○委員長（三澤公雄君） 課長。

○地域振興課長（野口義人君） 現状の図面はですね、今現状に温風機のある場所に色付けして、これが最大限の数かなと思っていますので、実際に牧野委員が言われたとおり、台数を二つを一つにしてできるということも追及しながらですね、実施設計を進めてきたいと思っています。

○委員長（三澤公雄君） ほかに。議員の皆さんからの質疑でちょっと補足で聞いてみたいんですけども、2階で、細かくてすみません。今多分減らす方向で検討するんだと思うんですよね。サーバー室って僕の知識で、サーバーって熱を発生すると思うので、ここに暖房はいらないんじゃないかなと思っていたりもするのは、これから実施設計の中で検討すると思うんですけども、パネルヒーター置いてるところあるでしょ。トイレは仕方ないなと思うんだけど、ホールにも1箇所パネルヒーターを置いているところなんかは、これは考え方はどういうことなのかなと。

○まちづくり推進係長（佐々木直樹君） 委員長。まちづくり推進係長。

○委員長（三澤公雄君） 係長。

○まちづくり推進係長（佐々木直樹君） すみません。現在もこの、今2階の話ですよね。先ほどのうちの課長から申し上げましたとおり、現在ピンクで塗っている暖房の設置箇所につきましては、今既存で重油ボイラーの温風器のある箇所にそのまま同じ場所に設置する方向で色付けというか設置の計画としておりまして、今後実施設計の中で部屋の面積ですとか使用するしない場所の、温める温めないも含めて、暖房機の容量ですとか、その辺もこれから精査して、減らしていく方向で。廊下とかも付ける付けないというのは、今後の協議の中で詰めていきたいなというふうに考えております。

○委員長（三澤公雄君） その答弁をもらっていたから、それで理解しようと思ってたんだけど、そもそも熱が発生するところにピンクで置かされること自体、なんか変だなと思ったから敢えて言ったので、その答弁は理解してるんだ。だからちゃんと詰められるんだろうなと。

○地域振興課長（野口義人君） 委員長。地域振興課長。

○委員長（三澤公雄君） 課長。

○地域振興課長（野口義人君） もともとサーバー室になる前に暖房機は確かについていました。それで実際サーバー室でなくて現状は暖房は使わないで、エアコンで冷房を出したり、そういうかたちで今乗り切っていますので、将来的にここの場所には暖房機は付けないというかたちで動きたいと思っています。あとパネルヒーター1箇所1階のほうにパネルヒーターあるんですけども、そこはどうしてもFFの煙突が排気口が後ろ出すところがないだったので、そこだけはもしかしたらパネルヒーターが妥当ではないかという、ちょっと業者からのアイデアだったので、最終的には入り口だけもしカバーできるのであれば、普通のFFストーブに置き換えたいなとは思っています。

○委員長（三澤公雄君） もう一点ね。集中自動制御について横田委員からも指摘があつて、課長がイメージでは入れてるけども、検討するっておっしゃいましたけども、2階なんか普段使わないところにも暖房があつて、それが個別の数値だったら消し忘れという問題もあるのかなと思ったので、ある意味オンオフは集中で全部消えているかどうかは1箇所で確認するのが必要なのかなと思うけども、学校みたいな行き過ぎたシステムはいらないのか

なというのは課長の答弁で思いましたけども、そういうところちょっと追加で確認したいなど。

○地域振興課長（野口義人君） 委員長。地域振興課長。

○委員長（三澤公雄君） 課長。

○地域振興課長（野口義人君） 私もちっとシステム上、細かいところまで把握してなかったものですから、温度管理だけとかスイッチ管理だけが可能であれば最低限のラインナップの中で進めたいなと思います。

○委員長（三澤公雄君） もう一点だけ。3階は議場が残ってるけども、暖房設備は一切なくなるんですね。

○地域振興課長（野口義人君） とりあえず備蓄庫ということで暖房なしの避難グッズを保有する場所にしようかなと思っております。

○委員長（三澤公雄君） 改めて委員の皆さんから。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（三澤公雄君） 大久保委員。

○委員（大久保健一君） 52 年前の重油ボイラーって、これ暖房費ってどれくらいかかってたの。年間。それとあと、FFストーブになれば当然削減が見込まれてると思うんだけど、どれくらい削減効果というか目論んでいるのか教えていただきたいのと、あと3番、庁舎、フロア書庫防水改修って雨漏りしてたってことだけれども、実被害起きて書類に損害を受けたとかってあるのかどうかということと、あと1、2、3、4番の総体合わせてね、3年度と4年度と概算でざっくりどれくらいの予算で考えているのか、もしあれば教えてください。

○まちづくり推進係長（佐々木直樹君） 委員長。まちづくり推進係長。

○委員長（三澤公雄君） 係長。

○まちづくり推進係長（佐々木直樹君） 私のほうから燃料費の使用料、使用額、灯油と重油の比較について答弁させていただきたいと思います。まず使用料につきましては、2年分、平成30年度と令和元年しか持ち合わせてないんですけども、平成30年度の使用料が1万4,400リットル、それで金額が145万8,540円、令和元年度がですね1万6,000リットルで165万5,110円、灯油と重油の比較ですが、ざっくり灯油の見積もりをもらった業者に確認したところですね、確かに重油より灯油のほうが高価なものですから、使用量は削減になるけれども、単価が高いということで大幅な減少にはならないんじゃないかと。詳細な計算はまだできてないんですけども、若干減る見込みですけども、大幅な削減にはならない可能性があるということでお願します。

○地域振興課長（野口義人君） 委員長。地域振興課長。

○委員長（三澤公雄君） 課長。

○地域振興課長（野口義人君） 大久保委員さんの残りの部分の質問に対してでございます。書庫の雨漏りの関係でですね、実際に今、書類等々には被害が及んではおりません。実際に庁舎との書庫の接続部分の天井から雨水が漏ってですね、ドアを伝って床に落ちている部分は箇所箇所でございますが、直接、書類等々に影響がなかったということでございます。

それであとこの総体の事業費でございます。ちょっと事前協議になってしまいますけども、3年度の予算で実施設計ということで495万円組まさせていただきます。それで4年度実施設計がまだ終わっておりませんが、今の概算ではおおよそ7,000万くらいの事業費になるだろうということで建設課のほうで試算していただいております。以上です。

○委員長（三澤公雄君） いいですか。ほかにありませんか。なければこの件については。

○委員（横田喜世志君） はい。

○委員長（三澤公雄君） ごめんなさい。横田委員。

○委員（横田喜世志君） 2枚目の地図で当直室ですか、これ電気パネルヒーターになっているんですけども、電気パネルヒーターよりストーブのほうがいいんじゃないかなと思うんですけど。

○地域振興課長（野口義人君） 委員長。地域振興課長。

○委員長（三澤公雄君） 課長。

○地域振興課長（野口義人君） 現状でそこはパネルヒーターが今現状でついていましたので、今後に向けてさっき言ったパネルヒーターじゃなくてFFのほうが安価で済む場合もありますので、場所的にもちょっと狭いスペースでもあるので、FFストーブ付けて大丈夫なのかどうかも確かめながら、効率の良いほうを付けたいと思います。現状はパネルヒーターになっています。

○委員長（三澤公雄君） ほかにありませんか。なければこの件は終わります。

【地域振興課職員退室】

【産業課職員入室】

○委員長（三澤公雄君） それでは、漁業協同組合経営安定対策補助金について、産業課から報告をお願いします。

○産業課長（吉田一久君） 委員長。産業課長。

○委員長（三澤公雄君） 産業課長。

○産業課長（吉田一久君） それでは、お手元の資料に基づきましてご報告させていただきます。資料の1ページ目になります。漁業協同組合経営安定対策補助金についてでございます。

この補助金につきましては、背景といたしまして、ひやま漁協におかれましては、現在、日本海側の主力魚種のイカ、またスケトウダラの不漁が続いてございまして、ひやま漁協は令和元年度に赤字を出してございます。またこの状況からいきますと、この令和2年度も赤字となる見込みでございまして、特にイカの不漁は、資料の裏面にも添付してございますが、新聞報道にもありますとおり、道南のイカ漁は3年連続して過去最低の記録を更新しているという、そのような深刻な状況にございます。また、ひやま漁協は令和2年度につきましては、全道的に秋サケは不漁であったかと思いますが、ひやま漁協においては、秋サケが大きく増収となつてございましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響から、いろいろな面で影響がございまして、特に魚の価格のほうも低迷してございまして、ほぼ全魚種で減産というようなかたちになってございます。檜山振興局のほうが先ほど発表いたしました、2020

年の檜山管内の漁業生産状況では、統計を取り始めた 1958 年以来最低の漁獲量となっており、また金額、漁獲高につきましても過去 30 年間で最低となる見込みでございます。こちらにつきましても裏面の新聞のほうに記事を掲載してございますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

このように 2 期連続の赤字という状況の中で、さらに 3 期目の令和 3 年度も赤字というような状況になった場合は、いろいろな面で組合としても負担が強いられると、そのような状況になることから、漁業協同組合といたしましては令和 2 年度、どうしても 2 期連続の赤字決算ということは避けたい。そのような中でひやま漁協から檜山沿岸の各町並びに八雲町に対しまして支援の要請があったところでございます。この漁協からの要請を受けまして、檜山の関係各町におきましては、それぞれ漁協に対して支援を行う方向で動いておりまして、この八雲町についても足並みを揃えて漁協のほうに支援を行いたいと、そのように考えているところでございます。

一応中段のほうに参考までの水揚げ量また令和元年の水揚げ、それから令和 2 年の水揚げ、令和 2 年度につきましては 1 月末現在の状況でございますが、推量にいたしまして、およそ 400 t の減収、また金額につきましても 2 億円程度の減収というようなかたちになってございます。そういった中で決算のほうを令和元年度が 1,600 万円ほどの赤字、また令和 2 年度の見込みにつきましては、約 1,800 万円ほどの赤字の見込みでございます。

そういった中で檜山管内の各町と足並みを揃えまして補助を行うということでございますが、これにつきましては下段に掲げておりますとおり、漁業協同組合の経営安定対策補助金ということで 180 万、これにつきましては、組合員一人当たり 5 万円程度の支援ということで要請がされておりますので、これを 3 月の第 1 回定例会に補正ということで上程する予定でございます。以上、協同組合の経営安定対策補助金についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（三澤公雄君） 説明が終わりました。委員の皆様から何かご発言ありませんか。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（三澤公雄君） 大久保委員。

○委員（大久保健一君） これに限らず、漁協に対して補助金って出してると思うんですけども、今回もこれ八雲町だけでなく沿岸の各町から全部横並びってことなんだよね。きっとね。イカの不漁だとか、その水産物の不漁というのは、多分、今後もこれからもずっと続くことも予想されるだろうし、補助金出すのはいいんですけども、その後どういうふうにしていくという考え方は示されているんですか。

○産業課長（吉田一久君） 委員長。産業課長。

○委員長（三澤公雄君） 産業課長。

○産業課長（吉田一久君） 現在のところ、この令和 3 年度へ向けての具体的な取組については、まだこちらのほうには具体的には計画書というかたちではまとめたものの提出はございませんが、これまでの聞いている話では、例えば利用の少ない冷凍・冷蔵施設ですとか、そういったものの整理・縮小だとか、そういったものを既に進めた中で、この令和 2 年度の決算見込みとなっております。

また過去にもひやま漁協につきましては、いろいろな部分で経営改善の取組みを合併以後行ってございまして、そういった中で前回も多少、ご説明させていただいたと思うんですが、組合の出資金の減額ですとか、あるいは市場手数料の見直し、管内的に相当高い手数料になってございます。噴火湾沿岸の漁協の市場手数料は、大体5%から6%程度だと思います。多少漁協によって0.5%程度増減ありますが、そういった中でひやま漁協は既に8.5%というような市場手数料になってございますし、また各種利用料につきましても増額するなりというかたちで進めているような状況もございます。また併せまして職員の削減ということで、確か55歳で一旦切ってですね、肩叩きなどと申して現在に至ってる状況でございます。かなり組合といたしましても経営の体質的には厳しいものもありまして、これからいろいろな見直しの中で進めて行かなければならないものも多分にあるというふうに理解してございますが、いずれにしてもなかなか現状では早急に解決できる見通しのものもなかなかない中で、確かに各町への支援という部分につきましては、難しいものもあるかも分らないですが、今回この令和2年度の赤字に対してましては、檜山管内各町とも協議したところ横並びのかたちにはなるんですが、それぞれ支援していきましょうというかたちになったものですから、今回提案させていただいたものでございます。

○委員長（三澤公雄君） いいですか。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（三澤公雄君） 大久保委員。

○委員（大久保健一君） ただ、ひやま漁協の場合、何個の町村というかさ、自治体にもわたるところなんで、なかなか話し合いも八雲が主体になってやるのかとかさ、他所の町村が出すって決めたのにうちは出さないとかさ、いろんなことが考えられると思うんだけど、おそらく苦しいから補助するというのは、しょうがないかなと思う反面、でも言うことはやっぱり言って行かないとならないし、求めるものは求めなきゃならないので、その辺はやっぱり自治体間同士でもやっぱり連絡を取りながら対応もちょっと話してほしいなと思うんですけども。やってるとは思うんだけど、その辺はどうなんでしょう

○産業課長（吉田一久君） 委員長。産業課長。

○委員長（三澤公雄君） 産業課長。

○産業課長（吉田一久君） 大久保委員のご指摘のとおり、これらの取組みについては、やはり隣がやるから八雲も、ということではなくて、やはりいろいろな面でこの補助金に限らず、漁業振興、たとえば増養殖事業に関する補助金のあり方とか、そういった部分につきましても管内の担当課長また漁業の担当者を含めまして、あと振興局の担当課長も含めまして、いろいろと意見を交わす場も設けるように、これまで年1回程度の集まりはあったんですが、やはりこういった部分については、より綿密に打ち合わせして進める必要があるということで、我々のほうからも申し入れしておりまして、既に今年についても数回集まったりしている状況でございますので、そういった面も含めまして、やはりこういったかたちの、どちらかという後ろ向きの補助金と言ったら困るんですけども、やはり生産を上げる、そういった中で漁協経営も安定に向けていくというような中で、様々な取組みをこれまでもしているところなんですけど、それらをより効率的に進めるという観点からいろいろと漁協

のほうとも意見を交わしながら進めて行きたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○委員長（三澤公雄君） ほかにありませんか。

それじゃあ私のほうから。合併している漁協なので、それで経営的に剰余金がこういうかたちで示されているんですけども、八雲町民の組合員に対して5万円応援したこの金額が、漁協という組織も出さなければいけないから、ある程度組織維持のために行くんですよ。多分。実質、組合員にはおいくらくらいいくかたちになるんですか。

○委員（大久保健一君） 組合員には行かないんじゃないの。

○委員長（三澤公雄君） 行かないんじゃないの。

○産業課長（吉田一久君） 行かないです。

○委員長（三澤公雄君） 組織支援なんだ。それでいけばさ、八雲はサーモンの養殖とか町独自にそういう稼ぐことができる応援はしますよね。これも結局、合併漁協だから、間接的なその支援になっちゃいますよね。応援している自治体、皆さん応援してると思うんだけど、その温度差とか力を入れるその実効手段があるないで、変わってくると思うんですけども、その八雲一つだけで頑張っても仕方がないし、かなり日本海全体広域なので、その全体の漁協を支えるというその意思の確認が関係する自治体で温度差がないようにしてもらわないとなとちょっと思いがあるんですけども、その辺の今の現状はどうなんですか。

○産業課長（吉田一久君） 委員長。産業課長。

○委員長（三澤公雄君） 産業課長。

○産業課長（吉田一久君） 確かにひやま漁協、広域ということで六つの町にまたがります。その六つの町の中で広域的な取り組みということで、例えば増殖事業の関係ではニシンの種苗100万尾の放流事業、またナマコの放流事業、また秋サケのふ化施設の運営事業と、これ広域事業というかたちの中で取組みを進めてございます。またそれ以外に各町それぞれ別々の漁業振興の中で、上ノ国町ですとか江差、乙部、八雲町の例えばサーモンも含めまして、それぞれ各地域では特徴的なそういった取組みを、これは漁業者の経営改善ですとか、あるいは新たな魚種の創出ですとか、いろんなかたちで漁業振興の取組を進めているところでございます。

確かに金額ベースで見るとそれぞれの町で凸凹があることはありますが、やはり思いの中で漁業者の漁業経営の安定、あるいは漁業の振興という部分でそれぞれ各町一生懸命頑張っている状況でございます。そういった中でございますので、私が今進めているサーモンも漁業振興の一環ということで進めてございます。そういった中で、今、漁業協同組合さんのほうもいろいろとそれぞれの中で進めているような状況でございますので、その辺についても一つご理解いただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○委員長（三澤公雄君） わかりました。ほかに。なければこの件はここまでで。

引き続き、サーモン養殖試験事業についての報告をお願いいたします。

○産業課長（吉田一久君） 委員長。産業課長。

○委員長（三澤公雄君） 産業課長。

○産業課長（吉田一久君） それでは、お手元の資料3ページ目になります。サーモン養殖試験事業の2サイクル目の実施についてご報告させていただきます。

まず、この2サイクル目の養殖試験の概要でございますが、海面養殖試験につきましては、熊石地域、落部地域、それぞれ熊石が12月26日に種苗を搬入。またその翌日の27日に生簀に収容してございます。

また落部地域は12月29日、年末迫った中での搬入ではあったんですが、12月30日に収容ということでございます。

この収容日につきましては、このように年末になったということは、今年も当初12月14日頃、搬入の予定であったんですが、大変天候が荒れたということで、この間2回ほど延長といたしますか、日程をずらしての実施になったというかたちになってございます。そういった中で熊石地域、落部地域、それぞれ1,700尾の種苗というかたちで進めてございますが、まず熊石地域の海面養殖の生簀のほうには、1,628尾というかたちで、これは総重量が1,440尾で、平均重量が883.7gということで、これは出荷時の総重量を平均重量で割って出した、匹数ということですので、また最終的に実際に飼育期間中に死亡した数、そして最終的に水揚げした数で若干、数には最終的に増減あるものと思います。それで今年につきましては、前回1回目の搬入しました種苗から見ると、若干大きいように思います。平均重量も大きくなってございますし、見た目も大きいと感じてございます。落部地域につきましては、総重量が1,530kgで1,733尾のものが生簀に収容となっております。

併せまして熊石につきましては、陸上の今の研究施設のほうの10t水槽のほうにも86尾移動させまして、これも昨年に引き続き陸上での継続的な成長試験として進めて行きたいと考えてございます。ちなみにこちらのほう86尾、サンプル5尾抽出いたしまして、平均とったところ1,130gあったということで、全体としても大きい種苗だったのかなと。そのように思っております。

このようなかたちで、今現在また2サイクル目の飼育を開始してございまして、途中2回ほど中間の測定等を挟みながら、海水温が15℃を上回るような状況、おそらく5月の中旬あるいは6月の中旬、その頃にかけて出荷というかたちになっていくかと思っております。一応この2サイクル目の養殖試験の内容につきましては以上でございます。

引き続きまして令和3年度、これは3サイクル目のサーモン養殖試験に向けての考え方を皆様にご報告したいと思います。一つ目は海面養殖試験の、実証試験についてでございます。これにつきましては、3年目となるこの試験につきましては、熊石地域のほうに現在10mの四角い生簀なんですけど、それに代わりまして、20mの円形型、サークル型の大型生簀1基、それと併せまして水揚げ時の逃亡の防止、また血抜き作業等の効率を図るために、電気タモのユニットを1台、これらを導入いたしまして、より実践的なかたちで試験をして、事業化の推進と規模の拡大に向けた検証を行いたいと考えてございます。

それとあと2番目にございます、このサーモン事業の推進体制ということでございますが、このように今後も飼育数量が増加する状況でございますので、三次化に向けた取組みを同時に行っていかなければならないということで、北海道二海サーモン事業推進協議会というものを立ち上げまして、生産現場また加工販売部門が一体となりまして事業を推進していきたいと、そのように考えてございます。

一応、協議会の事業の内容につきましては、こちらに記載のとおり、海面養殖の養殖管理の方法ですとか、あるいは商品化、市場の把握、または二海サーモンのブランド化、またそ

ういったもの全体としての事業評価とビジネスモデルの構築といったような、4項目を柱といたしまして生産から加工販売まで情報と課題を共有、またフィードバックを図りながら改善して三次化を進めて行きたいと、そのように考えているところでございます。

協議会につきましては、八雲町、町のほうは担当といたしましたら水産課、産業課、商工観光労政課、政策推進課、それと落部、ひやまの両漁協、それと加工販売業者で構成を考えてございます。また必要に応じて専門家なども招集しながら進めて行きたいと考えてございます。

一応、協議会の事務局につきましては、本庁の水産課が担当する予定でございます。合わせましてこの協議会の活動に係る経費につきましては、令和3年度の当初予算ということで、第1回定例会に上程を考えてございますので、よろしくお願いいたします。

それと3つ目のサーモン種苗の生産確保についての取り組みでございます。こういったサーモン養殖の事業化を図る上で必要な種苗の確保。これが現在大きな課題になってございますが、昨年の7月から熊石の冷水川流域におきまして、地下水源の電磁探査、また河川の流量および生息魚類等の環境調査を実施しているところでございます。

この最終的な結果は2月中に出る予定でございますが、7月に事業を発注した以降に、皆さん、もしかしたら耳に入っていると思いますが、北海道からですね、熊石の鮎川地区にあるさけます内水面水産試験場道南支場という、孵化場があるんですが、これを令和4年3月をもって廃場にしたいということが地元の八雲町のほうに説明があったところでございます。それで廃止した施設につきまして、我々もサーモン種苗の生産を検討していたところでございまして、道南支場を活用してサーモン種苗の生産ができないかということで、現在、北海道と協議しているところでございます。

道南支場はご存じのとおりサクラマスの孵化放流施設ということで、これまでも機能しておりまして、地下水や地下水の確保ですとか、あるいは河川の水利権、これらも確保されてございまして、新たに当初進めておりました冷水川のほうに新しい施設を整備するよりは、投資が抑えられるといったメリットもございますし、また、引き続き令和4年4月以降に早急に我々のほうで利用が可能であれば、地元への種苗の供給も円滑に行われる、早急に行われるというようなこともございますので、この道南支場の活用について八雲町としては、そちらの方向で進めて行きたいと。そのように考えているところでございます。

一応このことにつきましては、現在、この支場を管理しております、さけます内水面水産試験場あるいは北海道の担当部局のほうにも伝えてございまして、可能であれば令和6年の秋頃からでも出荷となるように、そのように進めて行きたいということで、現在、協議を進めているところでございますので、ご報告いたします。よろしくお願いいたします。

以上サーモン養殖試験事業2サイクル目についての説明といたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（三澤公雄君） 説明が終わりました。委員の皆様からご発言ありませんか。

○委員（牧野 仁君） はい。

○委員長（三澤公雄君） 牧野委員。

○委員(牧野 仁君) 今、ご説明のありました、令和3年度のサーモン養殖事業について、これから新たな3年目に向けて、熊石に新たな投資をする訳ですけれども、1、2の関係で今回の程度予算を見込んでいるかちょっと。

○産業課長(吉田一久君) 委員長。産業課長。

○委員長(三澤公雄君) 産業課長。

○産業課長(吉田一久君) 概算でございますので、細かい数字はあれなんですけれども、20mのサークル生簀1基につきましては、1,400万円程度になるのかなと思います。あと、電気タモユニット、こちらが1台120万程度ということで予定してございます。あとこのサーモンの三次化に向けた事業推進に関係します予算につきましては、おおよそ250万から260万円程度の予定であります。令和3年度につきましては、以上でございます。

○委員長(三澤公雄君) ほかにありませんか。なければこれで終わります。

【産業課職員退室】

【建設課職員入室】

○委員長(三澤公雄君) それでは次は、空家解体推進事業補助金について、建設課から報告をお願いします。

○建設課長(鈴木敏秋君) 委員長。建設課長。

○委員長(三澤公雄君) 建設課長。

○建設課長(鈴木敏秋君) 令和3年度の新規というか拡充施策として、今まで危険、衛生上いかななものかという特定空家に関する解体支援を行っていましたが、3年度新たにですね、通常空家に対しても解体費に対して支援をしていこうというような施策を検討しているところであります。皆様にご説明をし、意見を頂戴しつつですね、令和3年度の予算に盛り込みたいという作業を今しているところであります。現行の制度設計段階でありますけれども、それについて係長から説明いたしますので、よろしくお願いします。

○建設課管理係長(作田知宣君) 委員長。管理係長。

○委員長(三澤公雄君) 管理係長。

○建設管理係長(作田知宣君) それでは、一枚めくっていただきまして、資料をもとに説明をさせていただきたいと思います。空家解体推進事業補助金(案)についてということで、まずこの補助金の目的といたしましては、将来的に崩壊や建築部材の飛散の恐れがある空家の除却に要する費用を補助するというもので、町民の安全で安心な居住環境の形成を図るということを目的としてございます。

本補助金の2番目の補助対象事業でございますけれども、一つ目といたしましては、空家の全部を除却し、その敷地を更地にする工事であるということの一つ目の条件としてございます。二つ目といたしましては、建て替えを目的とした除却でないものと。除却後1年間は除却した跡地の営利目的の活用及び有償による譲渡、また貸与を行わないことという条件を現在考えてございます。三つ目といたしましては、公共事業による移転や建替えの補助対象となっていないこと。四つ目といたしましては、この工事については八雲町内に営業所を有する事業所を活用することということでございます。

それで三つ目の補助の対象となる空家でございますけども、一つ目といたしましては、八雲町内にある建物で、個人所有の建物であること。二つ目といたしましては、現に居住実績のない一戸建ての住宅で、今後1年以上にわたり、居住されないことが見込まれるものと。三つ目といたしましては所有権以外の権利が設定されていないこと。四つ目が、この空家について過去に賃貸事業のように供したことがないことということでございます。

五つ目といたしましては、空家及び所在地については、売買により所有権が移転している場合は、所有権を取得した日から1年以上経過していることということでございます。四つ目の補助対象者といたしましては、空家の所有者ということで、相続人が複数いる場合については、全員の同意が得られていることとしてございます。当然、町税等を滞納していないことと、暴力団との関係を有さないという条件を考えてございます。

五つ目の補助の対象経費といたしましては、その空家及びそれに付属する物置、車庫の除却工事にかかる経費でございますが、立木ですとか家財道具等の処分費は補助の対象外ということで考えてございます。

六番目の補助金の額でございますけども、補助対象経費に1/2を乗じて得た額で、上限を50万円と考えてございます。

もう1個の条件といたしましては、補助対象空家の除却面積に、国土交通大臣が定める標準除却工事費というのがあるんですけども、これに乗じた額に1/2を乗じて得た額という、いずれかの上限を超えないことというかたちで設定をさせていただければと考えてございます。

最後ですけども、この補助金については現在国の補助金の活用をできないかどうかというのも視野に入れて検討しているところなんですけども、その補助金の活用が、もしできるということになれば、交付決定が4月1日すぐにはならない可能性もあるということも想定されるので、本来であれば4月1日すぐから事業のほうを実施させてもらえればなというふうには考えてたんですけども、その交付決定が、もし補助金活用できるということになれば、若干4月1日ではなくて4月の中旬下旬とか5月1日以降でないと、この補助金の活用ができないという可能性も現時点ではあるということでございますけども、なるべく早く実施できるように今準備を進めてございますので、その部分についてはご理解のほうをお願いしたいと思ってございます。

以上、簡単ではございますけども、説明とさせていただきますと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（三澤公雄君） 説明が終わりました。委員の皆様からご発言ありませんか。

○委員（大久保建一君） はい。

○委員長（三澤公雄君） 大久保委員。

○委員（大久保建一君） 三番の補助対象となる空家の中の④空家を賃貸事業のように供したことがないことという項目については、これはどういうことを想定しているの。

○建設課管理係長（作田知宣君） 委員長。管理係長。

○委員長（三澤公雄君） 管理係長。

○建設管理係長（作田知宣君） 例えばなんですけども、当然アパート等は対象から外したいというふうに考えてるんですけども、例えば戸建て住宅でも、個人の所有で、要は貸して

ほかの方が入居させて利益を得ているとか、そういうのを想定されるのかなと。例えば法人とか会社でなくても、個人として賃貸借を空家をしている住宅の場合で、借りる人がいなくなったから壊すのにこの補助金をとというのは対象から外したいというふうに考えて、この項目を入れさせていただいたと。

○委員長（三澤公雄君） 今の質問の意図は、それは分かるけど、なぜそれが除外になるのかというのを聞いたかったんじゃないの。そうやって賃貸で貸してても、陳腐化しちゃって借りる人もいないから、ここ1、2年3年入ってないし、そろそろ解体しようかということとで空家の解体の推進になれば、いいことじゃないかなと思うんだけど、何でだめなのという質問だと思ったんだけど、違うかな。

○建設課管理係長（作田知宣君） 委員長。管理係長。

○委員長（三澤公雄君） 管理係長。

○建設管理係長（作田知宣君） その部分については、あくまでもその間、ある程度、利益を得ていたであろうと、その所有者が。収入を得ていて、その収入を基に壊すという補助金を活用しなくても建て替えですとか、解体というのができるのではないかとということで、対象から外そうという考え方でこの部分を設定させていただいた。

○委員長（三澤公雄君） いいですか。大久保委員。

○委員（大久保建一君） 目的が空家の除却を促進し、町民の安全で安心な住環境の形成を図ることを目的とするのであれば、その利益を得たからとか、得てないからとか、それは関係ないような気がするんですけども。例えば建物を親が死んで相続して、しばらく使うかどうか分からないけども、貸家として貸しておこうといって、それで貸しているいろいろ老朽化が激しいから、いよいよ解体しようという人は使えないってことでしょ。

○建設課管理係長（作田知宣君） そうということです。

○委員（大久保建一君） そうしたことだね。だけどこの目的とすればさ、町民の安全で安心な住環境の形成を図ることを目的にするということは、それは除外されるということにはならないんじゃないのかなと思うんだけど、どうなんですかね。

○建設課長（鈴木敏秋君） 委員長。建設課長。

○委員長（三澤公雄君） 建設課長。

○建設課長（鈴木敏秋君） 現段階ではですね、あくまでも事業用に供するものは除こうという基本的な考え方をもって設計しています。ですから法人は除いている。その中で法人を除いているという中でいったら、個人でも要するに法人じゃなくても、ある意味貸家、それをやっている方ってそれなりにいますよねと。そして今大久保委員が言われた事例というのは僕らもある程度、そういう場合もあるんだよねというのも議論はしたんですけども、はじめから自分の家があっても、もう1軒例えば自分が家を建替えるという中で、まだ住めるよねということである意味貸してしまうと。けどもそれは自分も家を二つ持つてるわけですよ。個人として事業をやっている中で、そこまでも救うのはどうなのかなと。

当然事業用となると、先ほど言った家賃収入として、一定程度、普通は初めから建てるのであれば最後には解体するというものも計算した中で家賃収入を設定しているだろうし、税申告でも償却費の中には、当然、それが価値の減耗分っていうのも入ってるという中でいけば税での控除もあると。そしてそれに加えてこれの補助金、上乗せでまたもらえるという

のも事業用としていかなものかというようなことから、大久保委員言われるのも分かる部分もあるんですけども、なかなか難しいよねというような異論で今いたところです。

その辺がある意味非常に難しいですよ。例えば何年間事業やればそしたら、たった1年間だったら問題ないよねというようなことも考えられるけども、それが相続して20年もそのまま貸していたとなれば、当然、今相場はなかなか何とも言えませんけども、一軒家であれば5万6万というのがずっと入っているのであれば当然解体費相当というのは、もう相続であれば、タダとは言いませんけども、自分は最初の元手なしにそれを取得して収入あったでしょということを考えればですね、なかなかこれを除外するというのも難しい判断というか、なかなか本人申請という部分にもなっちゃうので、やむを得ないところなのかなというような議論をしていたということです。これが皆様方この中で大方そうだということであれば、もう一度、町長のほうに具申して検討はいたしますけども、一応、今までの議論の中ではそういうことです。

○委員長（三澤公雄君） 大久保委員。どうですか。

○委員（大久保健一君） なかなかこれ確認するのも難しいと思うんですよ。課長が言ったとおり、どれくらいの期間をやったかというのものもあるだろうし、どこまで遡るのかというところもあるだろうし、なかなか難しいんじゃないのかなって思うんですけども。あと補助事業の建替えを目的とした除却でないこと。除却後1年間とあってありますよね。こういうのって、もしこれが1年以内に建てたら罰則を設けるかとか、そういうことってお考えがあるんでしょうか。

○建設課管理係長（作田知宣君） 委員長。管理係長。

○委員長（三澤公雄君） 係長。

○建設管理係長（作田知宣君） 一応、今考えているのは、申請する段階で、今後1年間は営利目的等の活用はしないよということに対して、同意書をいただいた上で申請をしていただいて、もしそれに反することが分かったとなれば、補助金の返還等をしてもらうというのが本来の目的からすれば、そういうのは考えております。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（三澤公雄君） 大久保委員。

○委員（大久保健一君） 多分、いろいろこういうのって性善説っていうか、そういうものに基づいてできてるんだと思うんだ。だからこの補助金に限らずさ、いろんなものが全部性善説に基づいていて、そうなったときのことを何も考えていない制度がすごく多すぎるような気がするんだよね。だからその辺ある程度ちゃんと考えておいたほうがいいんじゃないのかなって個人的には思うんですけどもね。奨学金とかもそうだし、いろいろ補助ってそういうの多くないですか。

○建設課長（鈴木敏秋君） 委員長。建設課長。

○委員長（三澤公雄君） 課長。

○建設課長（鈴木敏秋君） 大久保委員言われるとおり、行政というか、その制度でいけば、これからもそうなのかもしれませんけども、やはり性善説で捉えた新しい施策というのがやはりいろいろ、このような厳しい時代になれば議論されるのかなと思います。そういう意味でその制度設計に当たっても、あまり議論の中身は話せませんが、私もですね、どちらか

といえば性善説じゃないほうの立場でいろいろ議論させてもらったんですけども、とにかく確認の方法としてですね、確実な方法があれば一番いいんですけども、委員指摘のとおりなかなか難しいんですよね。となれば今言ったような、係長が言ったような方法しかないんだろうというようなこと。それと、とにかく性悪説に振ってしまえば何も進まないというようなことも議論の中ではあつてですね、町長としても申請者の確約なりなんなりを信じた中で、違反した場合については当然返してもらうというようなことで進めて行こうというような判断で、皆様方に提案したということでもありますので、なんとか理解をいただければと思っております。

○委員長（三澤公雄君） ほかに。

○委員（横田喜世志君） はい。

○委員長（三澤公雄君） 横田委員。

○委員（横田喜世志君） 先ほど国の補助金云々て話があったんだけど、それは見込みがあつての話なのかな。そうするとその補助金対象になる、国が出している、こういう文言ってあると思うんだけど、それとの整合性とかは考えてあるの。

○建設課管理係長（作田知宣君） 委員長。管理係長。

○委員長（三澤公雄君） 係長。

○建設管理係長（作田知宣君） このような内容で補助金のほうを活用したいということで、ある程度、国・道には申請というか手は挙げさせていただいています。ただ、その予算が確保できるかどうかは現時点ではまだ不確定という部分がございますので、ただこの事業については、補助金が活用できてもできなくても基本的には進めて行きたいというふうには考えているんですけども、補助金を申請する際に大まかな骨組みというか要項としては、今提案させていただいた内容で事業を考えているという上で申請をさせていただいております。だから内容が合致するかどうかという部分よりは予算が付くかどうかという部分のほうの意味合いとしては大きいのかなと。

○委員（横田喜世志君） はい。

○委員長（三澤公雄君） 横田委員。

○委員（横田喜世志君） そしたら予算がつかなかったらやらないってこと。国の補助が付かないと。

○建設課管理係長（作田知宣君） 委員長。管理係長。

○委員長（三澤公雄君） 係長。

○建設管理係長（作田知宣君） この事業については、国の補助金が活用できてもできなくても、同じかたちではやります。ただ、国の補助を活用できれば町としては有利になりますので、それも検討しながら事業としては考えております。こういうような内容で、来年度からやらせていただきたいという部分については、国の補助が付いても付かなくても同じようなかたちでは進めさせてもらいたいという考え方です。

○建設課長（鈴木敏秋君） 委員長。ちょっと補足。

○委員長（三澤公雄君） 課長。

○建設課長（鈴木敏秋君） あくまでもですね、この補助金じゃなくて交付金制度を利用するということなので、地方の裁量に一定程度委ねられて認められるというようなことにな

っていますので、今係長が言ったとおり事前に、当然国のお金ですから、去年の秋とは言いませんけども、早い段階からやりとりした中でこれは決して拒否されていないということです。あととはどのくらいの予算が認められるかということです。

それで、例えばですよ。例えば今、令和3年度予算、皆様方に町長から提示してませんけども、例えば20戸相当というかたちで考えたとしたら、10戸くらいしか予算がつかなかったと、国の予算が。けどもそれはそれで10戸分は国の予算を活用するけども、10戸分は町単独費として進めて行きたいという意味合いですので、とにかくこれは国の補助金は活用しますけども、活用するに当たっては先ほど言ったように、着手の時期によって国の補助金が上手く活用できない場合もあるので、着手の時期はちょっと確約できませんけども、とにかく国の補助金がいくらかは別としても、やりたいということです。

○委員長（三澤公雄君） いいですか。横田委員。ほかにありませんか。なければちょっと僕のほうから。

スタートは、大久保委員と同じ疑問を持っていたんだけど、議論を聞いていて、性善説に重きを置くと。僕は根拠というか一つそこに重きを置いたときに、こういった細かく2番の①②だとか、3番の④だとか、大久保委員と同じような観点のところにこだわっている理由は、今、交付金という話が出ましたけども、最初は補助金だったから、それをもらうにあたってこういう縛りはあるんだろうと。それを守れるのか守れないのかという観点で大久保委員が質問したんだと思うけども、僕はそれとはまたちょっと逆になるんだけど、目的を遂行するためには、普通の人あまり深く考えて、自分の住まなくなった空家を貸すということを、料金設定が、課長がおっしゃるように将来の解体費用を考えたら、1年これくらいの金額にしようというよりも、逆に貸してほしいという人がいるから、じゃあうちら使っていないの勿体ないから貸そうねだとか、せっかく親が建てた家を、自分らは違う目的で違うところに住んでるけども、人が住まなくなったら、家が陳腐化するの早いから貸してあげようかという感じで、相場はいくらだろうかと決めているというのが普通なのかなと。そういうことができなくなった空家を町の景観を守るだとか、倒壊とか建築部材の飛散が、ほっといたら傷んできてあるわけだから解体を進めようという目的であれば、広くこの補助の対象にしたほうがいいのかと僕は思うんだよね。

だからその賃貸収入があるところはだめだとか、そういったことはあまり深く考えないで、こないだまであの人に貸してたからこの補助金使えないから、まだまだ解体する踏ん切りがつかないわだとか、そうやってせっかく制度作ったのに、補助金を使わない例が多いんじゃないのかなと。それだったら性善説に基づいて、本当にその賢い人は、こういうルールができたなら、なんか最大限利用してやるために家賃もそうやってやろうよという人は、勉強したんだから仕方ないよと。だから普通の家を持っている人が空家になっちゃったやつを速やかに、みっともなくなる前に解体してもらおうという本来の趣旨ならば、あまり縛らないほうがいいのかないのかなと思うんだけど、ちょっと説明長くなったけど、そういう考え方はできないのかなと。

○建設課長（鈴木敏秋君） 委員長。建設課長。

○委員長（三澤公雄君） 課長。

○建設課長（鈴木敏秋君） よく分かるんです。それで議論の中でいろんな事例が出るよねということで、いろいろあったんですけども、委員長が言われる事例というのはある意味それこそ性善説的な事例だと思うんですけども、同じような場合で、逆にこの制度の隙間をつくような性悪説とは言いませんけども、事例も十分考えられるからどうしようかなというものも、実は議論したんです。

あまり話すことではないのかもしれませんが、せっかくというか、話しますけども、法人として賃貸業をやっている事例で、法人の役員が個人として賃貸業をやっている事例もそれなりに結構あるんですね、一軒家建てて。そういう事例もしたらそれも拾っていかざるを得なくなるんですね。それってどうなんでしょうかなというようにこともですね、頭はかなりちらついたというようにこともあって、その辺はどこかで線引きをしなければならないのかなというように、個人的にもいろいろもやもやしたものもあったんですけども、とにかくいろんな事例があるんですよ。その中でとりあえず本当に今、何も利用されていない、過去にもそういうようなかたちで事業にも供していないというようにものを救うと。

そして先ほど言ったとおり、額とか期間にもよるんでしょうけども、額も委員長が言ったように相場、相場で皆さん決めてると思います。相場はやはり民間の事業者が、例えば5万だとか何万だとか決めてると思うんですけども、それも基本的にはいろんな経費を含めた相場設定をしてるんだらうということからすれば、その事業に関しては税控除もあったり、収入もあったりとすればどこかで線引きせざるを得ないのかなというように議論であったというだけ、とりあえず報告させていただきます。

○委員長（三澤公雄君） よくわかりました。じゃあこういう考え方はどうかな。この原案で走って行って、それで年間のこの補助金の利用数なんか、そしてその背景なんかを見て、例えば財源があるのになかなか進まないなど。見た感じであの家は解体したほうがいいのになとか、あの家なくならないなとか、そういう事例をもってこの条例の改正とかという根拠があった場合は、見直しはどんなふうに考えていますか。

○建設課長（鈴木敏秋君） 委員長。建設課長。

○委員長（三澤公雄君） 課長。

○建設課長（鈴木敏秋君） 今、案ですので、具体的に説明しませんでした、基本的にこの制度は、3年間限定で考えようかなという趣旨で。それで、今委員長が言われたようなことも当然あるだろうと。制度をやっていく中で不具合というか、要するに申請申込みというように数にもよるでしょうし、そういう中で検討を加えなければならないこともあるだろうというようにことも当然私たちも思っています。そういう中で基本的には1年間やって、その後1年後、2年後かもしれませんが、制度見直しというのも検討せざるを得ないというようにこともあり得るだろうというふうには議論しているところであります。

○委員長（三澤公雄君） わかりました。よく考えられた原案だと思います。ほかに委員の皆さんから何かありませんか。

○委員（横田喜世志君） はい。

○委員長（三澤公雄君） 横田委員。

○委員（横田喜世志君） さっきからの性善説やらなんやらの話でいくと、一番引かかるのが3の5なんだよね。それこそ制度を悪用するのに一番使いやすいところだよね。文言が

書いてあること。そうやって性善説云々かんぬんというところを検討していったら、最後に5を足してやったら、これを利用する人いっぱいいるよ。多分。どうなんだろうそこは。

○委員長（三澤公雄君） もっと具体的な質問からいったら、1年程度の経過観察だったら、横田委員曰く、悪用する人がいるので、年数をもっと増やせばいいという観点の質問。

○委員（大久保健一君） どういう意味。

○委員（横田喜世志君） 年数というよりは、だから売買による所有権の移転というのはさ、買った人は前に何に使っていたか関係ないわけだ。たとえば賃貸に使っていた物件を買ってさ。自分は使っていないわけだから。そしたら補助金使って解体というのも可能だよな。

○委員（大久保健一君） 例えば家族間で売買してとか、そういうこと。

○委員（横田喜世志君） だから所有権というだけでいけばさ、要は例えばそれはさ、設定されたのは多分親からの相続だとか、そういうのも含めて書いてあるんだと思うんだけど、所有権だけでいけばね、わざわざ売買って書いてあるわけだから。

○建設課管理係長（作田知宣君） 委員長。管理係長。

○委員長（三澤公雄君） 係長。

○建設管理係長（作田知宣君） これ3の5を入れたイメージといたしましては、例えば空家付きの土地を購入した人が、買ってすぐにこの補助金を使って壊すというのをある程度防ぎたいという意味合いで、売買という言い方をさせていただいていると。例えば親からの相続等々というのは基本的には考えていないんですけども、悪用され方としては、空家付きの土地を買った人が、この補助金を活用してすぐに壊すというのを一定程度防ぎたいという意味合いでこの部分を入れさせていただいたというのが一番大きい理由としては。

○委員（横田喜世志君） でも1年だっけ。

○建設管理係長（作田知宣君） その年数についてはそうですね。長い短いという議論はあるのかなと。

○委員（横田喜世志君） 逆に言えば、例えば自分が新築したくて土地を探していたら、たまたま家が残っていたというパターンがあるわけでしょ。家を建てたくて土地を探していたら、そこに物件が建ってたということもあるわけでしょ。その人はその家には住まないんだけど、いらないわな。壊したいって話にならない。

○建設管理係長（作田知宣君） そういうのを防ぎたいという。

○委員長（三澤公雄君） 例えばさ、この条例が広く周知されたら、空家付きの土地を持っている人が、売買交渉するときに、向こうが、この家、将来使わないから自分で解体するからその分土地代引いてよという、今もつばら国立だとか町長が土地買うときの文言で覚えたことなんだけど、そういうことがこの周知されていけば、持ち主は、あの補助金使えばいいんだからお宅さんはと。だからうちらはその分差っ引かないよという。これが周知されればさ、今言った懸念はしなくても、一方的なところが利益を得るようなことにならないんじゃないのかなと思うんだけども。

その空き家付きの土地を買った人がすぐに解体することを禁止する、そういう人には使えないようにするための条項だとは言ったけど、目的はそういう倒壊の恐れがある家がなくなればいいんだから、だから心配事というのは、僕の中では、買うときにはそうやって土

地代を安く買ったはずなのに、補助金を受けるのは不当だよねということを拒むんだなと思ったので、

でもこの条例が周知されていれば。こういうものの周知って大変だと思うよ。広報ひとつではなかなか周知できないから。でも売るほうに知識があればさ、いやいや土地代はそんな理由では差引かないよと。あんた壊すときに町に申請して補助金貰えばいいじゃんって。だから私は最大の50万でも値下げをしないで売るとなっていれば、その買った人はこの補助金を活用することに、なにも悪いことではないんじゃないのかなと思うんだけど、どうだろう。俺はそう思った。今の横田さんとのやり取りで。悪いことにはならないんじゃないのかなって。

○委員（横田喜世志君） 悪いことも考えるし。

○委員長（三澤公雄君） それ以上の心配事があれば聞きたいなと思うんで。

○委員（横田喜世志君） 文言ひとつやると、それに対してのあれが増えてくる。なければ。わかる。それに対して、例えばそれこそ性善説も性悪説も出てくる。文言に対して。

○委員長（三澤公雄君） 横田さんの軸足は。

○委員（横田喜世志君） どっちでもいいんだ。俺は。

○委員長（三澤公雄君） 広くこの条例が使われて解体すればいいって。

○委員（横田喜世志君） 俺はどっちでもいいんだけど、この文言ひとつでどっちも出てくるって話。

○委員長（三澤公雄君） 別に締めるわけじゃないんだけど、こういった委員のいろんな意見も含めて。

○委員（横田喜世志君） だから最初から大久保委員が言ってたように、性善説云々かんぬんでいくとそうなるよって話。だからどうなんだろうね。本当に大久保委員が言ってたように、安全で安心な住環境が目的云々でいけばさ、ああでもないこうでもないって考えるべきことかなって思っちゃうんだけど、どうなんだろう。それで例えば空家バンク云々かんぬんだとか、それこそ一番最初はさ、特定空家云々っていうところからスタートだけど、俺としては、やっぱり使えるものはずっと使ってほしいわけ。そうすると空家バンクで一生懸命やって、なおかつ移住で若い世代にリフォーム助成もしてるわけだから、そういうふうにならばそっちの方向がメインであって、解体というのは最後じゃないって思うんだけど、どうなんだろうね。

○委員長（三澤公雄君） だから要するに町の空家活用のプログラムに入ってる物件の中から優先的にこういう条例は使われる整備の仕方のほうがふさわしいってこと。

○委員（横田喜世志君） そういう流れの中でのほうがいいんじゃないかなって思うわけだ。例えば八雲、アパートいっぱいあるけども、その中でやっぱり若い世代が子どもを産んだとなったときに、どうしても一軒家を探し出すわけ。そしたらそういう、空いている空家とか貸してもいいよと言ってるところに行くわけだよ。なおかつ売っていれば、購入してリフォームするってなってくるんだけど、これだけ読むとき、やっとなら壊せっていうパターンだからさ、金くれるから壊せって言ってるから、俺自身は納得いかないんだ、本当は。だからそっちの空家バンクやら何やらにずっと力を入れていて、最終的に困っている人のためにしょうがないっていうならまだ分かるけど、なんかイマイチ。

○建設課長（鈴木敏秋君） 委員長。建設課長。

○委員長（三澤公雄君） 課長。

○建設課長（鈴木敏秋君） 皆さん、心配することはよく分かるんですね。それはいろいろ議論は内部では当然してたんですけども、趣旨としてはですね、将来そのそういうようなことも考えられるからという中で、制度を作ればどんどん縛りを入れていかなければならないというようなこと。それと縛りを入れたとしてもですね、さっき言ったとおり法人であれば別ですよ。でも個人であればなかなか難しい部分も出てくるだろうというようなこと。

それと本来この事業をやっていこうかという町の考え方としてはですね、今現在、空家としてそれなりの数があると。それはなぜそのまま放置されているのかといえば、貸す、借りるというにしても、それこそまだ中身を整理していないだとか、そういう意味で、町外の方の物件がかなりあるだろうというようなものを何度かですね、整理というか綺麗にしていくべきでないのかというようなことが、町の新しい施策というか拡充するという目的であって、今あるこの制度を利用してどんどんというようなことに力点を置いていったということではないので、何とも言いようがありませんけども、とにかくこの事業を進めてですね、今ある、町内会等でも心配しているような物件を少なくさせていきたいというような趣旨でございます。

皆様方が心配されることは内部でもいろいろ議論したんですけども、とにかく今言ったとおり、町外の方だからこそ逆に言えば放置しているんだらうと。それを何とか整理したいと。整理する一助になればというようなことからきてるということだけ加えて説明させていただきます。

○委員長（三澤公雄君） ほかに。各委員の心配事は伝わったと思うから、そういうことを乗り越えた上で、まずはこれをやってみたいと。趣旨をちゃんと酌んでそのようなことを願いつつ。わかりました。終わります。

【建設課職員退室】

○委員長（三澤公雄君） これを持ちまして、本日の常任委員会を終わります。ありがとうございました。

〔 閉会 午前１１時２７分 〕